

陳 述 書

平成 30 年 4 月 30 日

横浜地方裁判所第 4 民事部 御中

住 所

神奈川県足柄下郡厚木市塚原 4919-141

氏 名

大久保 徹夫  印

1 私は、「原発メーカー損害賠償請求事件」（東京地方裁判所民事第 2 4 部平成 26 年（ワ）第 2 1 4 6 号事件、以下「原発メーカー訴訟」といいます。）の原告であり、現在 72 歳になります。

私は、核物理学に興味があつて、1960 年に NHK TV にて放送されていた「原子力時代の物理学」を高校 1 年生の時から欠かさず視聴し、その後、東京工業大学、大学院修士課程を卒業した後、電機メーカー、複写機メーカーの開発技術者として奉職しました。

以下では、私が原告として関わった原発メーカー訴訟の弁護団立ち上げの経緯や、今回問題となっている、原告島昭宏弁護士（以下「島弁護士」といいます。）と被告崔勝久氏（以下、「崔さん」といいます。）、被告朴鐘碩氏（以下「朴さん」といいます。）との関係について、お話します。

2 原発メーカー訴訟提起までの経緯

(1) 2011年3月11日の福島原発事故が起こった直後、私は、この事故が人類という種の絶滅を起こしかねない極めて重大な事態であると認識し、何かしら活動をすべきであると考えていました。そのような時に、崔さん、八木沼豊さんと知り合い、「原発体制を問うキリスト者ネットワーク」、「No Nukes Asia Actions」（以下「NNAA」といいます。）を立ち上げて、原発関連施設が密集している、「下北核半島視察ツアー」、「韓国の原発立地地域視察と現地交流ツアー」及び「日本の原発立地地域視察と現地交流ツアー」に、20、30名の方々と廻ってきました。

そして、今回の福島原発事故後、この事故で被災を余儀なくされた方々によって、東京電力株式会社、国を被告として、多くの訴訟が起こされましたが、原発を製造した原発メーカーの責任を問わない限り、原発は止まらず、また同じような事故が繰り返されるかもしれないと、私は考えるようになりました。そして、本来、このような事故があった場合、製造物責任法（PL法）によってメーカーが責任を負うのが常識であるにもかかわらず、私は、「なぜ原発メーカーは責任を負わないのか。」という素朴な疑問を抱き始めました。すると、原子力損害賠償法（原賠法）に、無過失責任、事業者への責任集中、PL法不適用という条項があって、原発メーカーは責任を負わないという事を知り、私は義憤を覚えました。

(2) 私は、崔さん、八木沼さんと共に、原発メーカーの責任を問う訴訟を起こす事を検討し始めました。2012年10月に上記「NNAA」設立総会の時に、環境NGOのネットワークのメーリングリストに参加している島弁護士に来てもらい、「原発メーカーの責任を問うために、原発メーカーの免責を定めている原賠法が違憲である」事を主とする訴訟を提起する準備に入りました。そして、島弁護士は、原発メーカー訴訟を提起するために、

当該趣旨に賛同してくれる弁護士を集め、原発メーカー訴訟の弁護団を形成しました。

### 3 原告募集、訴状作成及び提訴までについて

(1) 2013年5月頃より、崔さん、八木沼豊さんと私を中心になって原告募集を開始し始めました。そして、私たちは、主に原発メーカー訴訟の原告で形成された団体を発足することとし、その組織規約を2013年9月2日付けで決めました。会長には渡辺信夫さん、副会長に島弁護士、事務局長には崔さんを選定し、「原発メーカー訴訟の会」が発足しました。私は会計として参加しました。崔さんは、原告の中でも中心的存在であり、私たちのリーダーとして活動をしていました。

(2) 前述のように、2013年5月から原告を募集したのですが、訴訟を大きなものとするため、集団訴訟として数千人の原告を集める目標にはなかなか達しませんでした。その原因は、原告の年会費です。当初、弁護士への着手金等を考え、年間費を12000円としていました。しかし、島弁護士から、弁護団は無報酬でやるとのありがたい提案もあり、私たちと島弁護士とは、年間費2000円として、原発メーカー訴訟の原告募集チラシを作成しました。そして、2013年の秋以降、私たちの原告を集める活動が功を奏したのか、弁護団を代理人とする委任状が集まり始め、原告の数が徐々に増えていきました。

(3) 一方、島弁護士は、弁護団の弁護士とともに、訴状作成に入りました。

2014年3月、すなわち、原発事故から損害賠償請求の時効期間である3年が迫る中、弁護団の訴状作成作業は、時間との闘いであり、弁護団の弁護士らは、徹夜を厭わず作成作業に没頭したと聞いています。その間、私たちのリーダーである崔さんは弁護団のメーリングリストにも登録され、訴状の内容についても、打ち合わせをして意見を言っていました。そして、2



014年1月30日に第1次提訴をすることが出来ました。私はメーリングリストに登録されていなかったため、訴状の作成には関わっていません。しかし、訴状が完成する前後の段階で、崔さんが事務局会議の中で訴状の準備状況を時々話をされ、完成した段階では「素晴らしい訴状ができたぞ。」という喜びの発言もあり、非常に安心した事を覚えています。

2014年3月10日に、第2次提訴をし、第1次及び第2次提訴を併せて、国内在住原告が約1380名、海外在住原告が約2450名、合計約3840名の集団訴訟となりました。

#### 4 提訴後の状況

- (1) そして、原発メーカー訴訟提訴後、この訴訟のことを、日本国内のみならず、国際的にも知ってもらうため、島弁護士と崔さんが中心となって、講演活動を行っていました。原発メーカー訴訟の訴状では「原発メーカーに対する免責が違憲である」という主張と、「ノーニュークス権（原子力の恐怖から免れて生きる権利）が基本的人権として存在する」という主張をしており、主にこの2点を各所の講演で訴えることになっていました。しかし、崔さんは、講演で話す内容が、上記2点のことよりも、「原発体制の背景には（民族差別を含む）差別の構造、植民地主義がある」、「NPT体制と闘わなければならない」等、原発メーカー訴訟とは何ら関係ない事柄を話す時間が多くなってきました。特に、2014年5月の函館での講演会では、崔さんの話す時間は30分の予定であったのに、上記のような原発メーカー訴訟とは関係ないことを長々と話したため、予定の時間を大幅にオーバーし、50分以上も話してしまいました。そのため、島弁護士の話す時間が10分しかなく、島弁護士としては、言いたいことのほとんどを話せずに、不満だったようです。

この頃より、「訴状を基本として訴訟を闘おう」とする島弁護士と、「原発体制の根幹は差別であるとの信念により、それを訴訟の中で追求すべき」とする崔さんとの対立が激しくなりました。

(2) そして、2014年6月ころ、当時訴訟の会の副会長であった島弁護士から、訴訟の会事務局のメーリングリスト（事務局担当者10数名のメーリングリストです。）にて、崔さんに対し、「崔氏の事務局長辞任を求める」とのメールが送られてきました。それに対して、崔さんは、日本語が分かる原告全員が登録をしている原発メーカー訴訟の会のメーリングリスト（約1000名が登録をしています。）に、「雇われ人である弁護士が雇い主である原告に辞任を要求した。これを皆さん、どう考えますか？」というメールを出してきました。

私は、この崔さんのメールにはかなりの違和感を覚えました。今までの経緯を考えれば、手弁当で訴訟を担当してくれ、いわば同志的に同じ目標に向かって突き進んでいた弁護団に向かって「雇われ人」と表現し、あたかも自分がすべての中心であるかのような言い方でした。弁護団は私たち原告の代理人であって、それは雇用関係にあるわけではありません。しかも、報酬も払っていません。それにもかかわらず、自分たちを「雇い主」と表現して、「雇われ人は我々の言う事を聞いていればいいんだ」などと言えるのでしょうか。

私は、当時、訴訟の会の事務局で会計を担当しておりましたが、この崔さんのメールによって、島弁護士と崔さんの対立を初めて知りました。そして、このメールによって、島弁護士と崔さんとの対立が全原告に知らされた形になり、対立は深刻化して行きました。

結局、2014年8月29日に、崔さんが「混乱の責任を取って」事務局長を辞任するに至りました（甲4を参照してください。）。



(3) 私は、島弁護士、崔さんの双方から了解を得て、この問題解決にむけて仲介役をする旨提案し、同年8月頃から9月に掛けて、両者から意見を聞きつつ、何とか合意を取り付けようとしたのですが、相互の不信感は根強く結局失敗に終わりました。特に、最終段階で、崔さんと島弁護士が二人だけで話し合いたいとの事があり、私と弁護団の一員である寺田伸子弁護士が別室で立ち会いましたが、最後に崔さんが「何を偉そうなことをほざいてるんだ、若造のくせに。誰に向かって物を言ってるのか分かってるのか。」と怒鳴っている声が聞こえ、二人が退室していきました。私は、この言葉で、決裂を実感しました。

その後、島弁護士が訴訟の会のメーリングリストから退会しましたが、訴訟の会のメーリングリストでは、崔さんを含む崔派グループと島弁護士に近い考えの原告との間で激しい論争が始まり、特に崔派グループからは、島弁護士の名前の呼び捨てから始まり、島弁護士に対する誹謗中傷、聞くに堪えない言葉がメールに並べられました。特に、崔さん側は島弁護士に近い原告の発言の裏に島弁護士が糸を引いていると疑い、当の原告ではなく、島弁護士と、併せて弁護団をも誹謗中傷するようになりました。

(4) 崔さんは、訴訟の会の後任の事務局長が次の総会で決まるまで、引き継ぎ業務専任の形で事務局長に留まることが事務局内で決められましたが、引き継ぎ業務の域を超えて、韓国・フィリピンへの海外出張を実施しました。以前は、海外の原告を集めるために、海外出張ということもありましたが、2014年3月11日で原発事故から3年が経過して時効の関係もあって、第2次提訴以降は原告集めをしない方向でと、弁護団からも話がありましたし、そのことは崔さんも理解していたはずですが、それなのに、崔さんは一体何をしに海外へ行くのか、会計の私にもその理由を告げず、私には理解できませんでした。自分のお金で行くのであれば問題ありませんが、

訴訟の会の原告らから集めたお金を使って、海外へ行こうというのです。当時、私は訴訟の会の会計担当でしたから、崔さんから訴訟の会からの支出の申出がありましたが、私としては、承認できないので支出を拒否しました。出せ出さないでしばらく崔さんと私の間で押し問答が繰り返されました。すると、崔さんから「この件で（訴訟の会の）渡辺信夫会長に状況報告に行こう」と誘われ、崔さん、八木沼豊さんと私で渡辺信夫会長宅に行きました。

私は、渡辺信夫会長に、この海外出張の件も含めて「報告」をしに行くと思っていましたが、渡辺信夫会長宅でも、海外出張の費用の捻出先の話になり、話が紛糾しました。すると、八木沼豊さんが、「これは役員会として（ここで）多数決で決定しよう」と提案し、崔さん、八木沼豊さん、それにこの場にはいない事務局の朴さんについて八木沼豊さんから「朴さんはこの件について崔さんの考えに賛成しているので、この決に参加する事とします」との発言があり、3対1で「支出する」と決定されてしまいました。

私はこれに納得できなかつたので、私の見解も揭示する形で、崔さんが、臨時役員会の報告として訴訟の会のメーリングリストに発信しました（この陳述書の添付資料を参照してください。）。

しかし、今考えてもこの臨時役員会は無効ではないかと考えます。最初から役員会を開催するという話ではなかった事と、当時役員で副会長だった島弁護士に臨時役員会の案内も出欠確認もしていないのですから。私は、これまでのメーリングリストでの島弁護士と弁護団に対する誹謗中傷や、また、今回の臨時役員会という決め方等、訴訟の会について疑問を持ち始めました。そんな中で、いよいよ法廷で、被告GE、東芝、日立との闘いが始まろうとしていたので、私は、訴訟の会の目的である、勝訴を優先すべきと考え、島弁護士や弁護団を追求する崔さん中心の事務局から距離を置くようになり、



ついに2014年12月1日付けで「原発メーカー訴訟」の役員、会計の辞任を表明して、2015年1月の総会で正式に辞任しました。崔さんも、この総会で正式に事務局長を辞任し、後任に、被告朴鐘碩さんが選任されました。

## 5 崔さんらの島弁護士に対する誹謗中傷等

(1) 崔さんは、島弁護士や弁護団が、崔さんの代理人を辞任し、訴訟の会に混乱と分断を謀ったなどとインターネット上に書いていますが、そもそも、島弁護士らが崔さんの代理人を辞任したことについては互いの信頼関係が崩壊したという明確な理由があり、それもやむを得なかったと考えられます。この原発メーカー訴訟は、原告約4000名を有する集団訴訟です。その原告らが、弁護団の個々の弁護士に委任して、代理人となってもらい、訴訟追行を依頼しているのです。原告一人一人は、多種多様な考え、意識を持っており、そのような方々が約4000人も集まっているわけです。原告一人一人が、代理人に個別要求を出せば混乱が生じるのは当たり前で、そのため、全体をまとめる「訴訟の会」のような組織が必要となり、事務局が運営を任されるということになっている訳です。その事務局は、原発メーカー訴訟に向けての動き、意見を統合しなければなりません。しかし、崔さんは、「裁判のことは委任した弁護士に任せ、私たちは運動に邁進すべきなのではないでしょうか。」と言って、訴訟の戦略検討、調査活動、広報宣伝活動、口頭弁論期日に関する傍聴者登録などの一般的に原告らが担当する基本的な種々の業務を放棄し、裁判に集中すべきだとする弁護団の要求を無視したのです。

そして、崔さんは、そのような弁護団を誹謗中傷するに至り、自分の生涯のテーマだと公言する「差別」「植民地主義」「NPT体制」などの主張、活動を中心に置くようになりました。このような事を一原告が自分の責任



において実行することは一向に構わないのですが、約4000名の組織の事務局長が他の原告の考えも聞かず、訴訟の会という組織として実行することは、正に、組織の私物化、非民主的運営であり、事務局長辞任に値することだと思います。

- (2) このような点に疑問を抱いた原告数十名が、2014年12月に、訴訟の会を脱退し、新たに「原告団世話人会」を設立しました。これに対し崔さんを中心とする訴訟の会の事務局は、「これは島弁護士が仕組んだ原告の分断工作だ。これに参加する原告は訴訟の会の会員とは認められない。」として原告団世話人会の原告を切る行動に出ました。現在、訴訟の会は、全原告をまとめる活動を一切しておらず、全原告を代表する組織ではなくなっています。

一方で、新たに設立された「原告団世話人会」が全原告組織となっており、代理人と共に訴訟の基本的な種々の業務を実行しています。訴訟の会の事務局の中心にしながら、原発メーカー訴訟から離れた活動を中心とし、島弁護士や弁護団を誹謗中傷する前事務局長の崔さんや、現事務局長の朴さんに対し、弁護団が彼らの代理人を辞任したことは正当な事と私は考えます。特に島弁護士はいきなり代理人を辞任した訳では無く、「信頼関係が崩壊しているので、代理人を辞任したい、については崔さんらは別な弁護士に当たって崔さんの主張に沿って訴訟を継続されたい。」と崔さんらに2014年末ころに連絡している事もその正当さを証明しています。

- (3) そして、崔さんと朴さんは、島弁護士と弁護団への誹謗中傷を、自身のブログなどインターネット上に書き込んだり、訴訟の会のメーリングリストに書き込んでいました。その中には島弁護士が「原告の意見を無視して勝手に訴訟を進めている。これは弁護士法違反」などとし、島弁護士が所属する弁護士会に懲戒請求を提出しました。

また、島弁護士が「原告団世話人会」を操って崔さん、朴さんらの「訴訟

の会事務局」を貶めているなどということはありません。私たち「原告団世話人会」は全原告に対してニュースレター等を随時発行し、原告から意見を聴取し、原告団として統合した活動をしており、弁護団とは協調しつつも、言うべき事はしっかり言う姿勢を貫いています。

崔さんたちは、このような邪推を真実であるかのように虚偽を自身のブログに頻繁に書き込み続け、自身のブログを見ている人が数千人いるなどと自慢げに話しており、これを真実だと誤認し、弁護団との契約を解除してしまった原告、或いはこの内紛状態に嫌気を刺した原告が数十名はいます。崔さんが書くブログや崔さんの発言を聞いてそれを信じて、一緒になって、島弁護士のことを悪く言う人たちも何人かいます。実際に、米国在住の原告の方は、訴訟の会のメーリングリストでの崔さんのメールを信じ込み、弁護団に対して、批判的な電話を掛けてきたそうです。現在進行中の訴訟に関する事なので、原告や弁護団の内部での意見交換としてならまだしも、自身のブログなどで、世間一般に、一方的に島弁護士を誹謗中傷する事は、島弁護士の信用を著しく貶めることになる事は火を見るよりも明らかだと思います。

- (4) 私は、原発メーカーに対する責任を問いたいと思い、原告になりましたが、崔さんたちの行動はそれ自身この原発メーカー訴訟の評判を落とし、被告である原発メーカーに漁夫の利を与える事になり、私たち原告団として許しがたい背信行為だと思います。

以上



印刷

資料  
閉じる

## FW: [makersosho:3284] 臨時役員会の報告

差出人: 弁護士 吉田理人 (yoshida@citoyen.or.jp)  
送信日時: 2015年1月16日 18:17:17  
宛先: '島 昭宏' (shima@r-rights.jp)

From: makersosho@googlegroups.com [mailto:makersosho@googlegroups.com] On Behalf Of SK Choi  
Sent: Sunday, November 16, 2014 12:11 AM  
To: 訴訟原告団  
Subject: [makersosho:3284] 臨時役員会の報告

### 臨時役員会

出席者: 渡辺信夫会長、崔勝久、大久保徹夫、八木沼豊、

欠席: 朴鐘碩

日時: 11月13日 午後5-6時半

場所: 渡辺会長ご自宅

### 議題

1. 役員会の進め方について
2. 会計処理問題
  - ① 海外出張への支出の件
  - ② 弁護団通信への支出の件
3. 今後の訴訟の会についての意見交換

### 結論

1. 役員会の進め方について

- ① 会員にはさまざまな意見があるにせよ、訴訟の会の役員会は組織として決定し、会の活動と運営に責任を負わなければならない。
- ② 役員会の中でも活動と運営について異なる意見による対立があっても、最終的には役員会の多数決により決定しなければならない。
- ③ その決定については役員会が責任を負うのであって、会計役員が責任を負うのではない。
- ④ しかし、決定について異論がある場合にはその決定と共にその異論も会員に知らせる。

(この①～④については全員一致した)

## 2. 会計処理問題

- ① については訴訟の会として事務局長の海外出張経費の負担をする
- ② については、今回は弁護士通信の経費の支払いをしない
- ③ 会計の大久保は最終的に①②に同意したが、自分の見解を付記する

(この①～②について、大久保は同意しなかったが、1項の「役員会の進め方」に従って、多数決で決定し、大久保は見解を付記する)

## 3. 今後の訴訟の会についての意見交換

渡辺会長からは現状の混乱に関する危惧を表明され、事務局全員が力を合わせ て難局を乗り切るようにとの激励の言葉がありました。また島弁護士に対しても直接会って、弁護士のあり方について意見をしたいというご意見でした。

## 付記

### 崔事務局長の見解

会計担当の大久保から、以下の見解が寄せられました。上記①と②に対して事務局決定に反した行動の理由が述べられています。しかし今回、自分の意見は変えないが、組織決定には従うこと、今後役員会で決定した内容については会計ではなく、役員会が責任をとることを確認しました。

### 大久保徹夫の見解

- ① 崔さんが事務局長の辞任を表明した後は、崔さんは事務局長ではあるが、その権限は引継業務(総会準備はその中に入る)に限定され、新事務局長が決定した時点ですべての権限が移管されると考えます。従って、それ以外の業務であるフィリピン・韓国出張業務への支払いは会計としてできないと考えます。



② また、崔さんが事務局長を辞任したのであれば、特に資金の支出は会計役員がその責務を負うと考えるのが常識的であり、その観点からも支出ができないと考えます。

③ 弁護団通信1号の発信は原告から委任を受けた弁護団として、活動報告義務があるのは当然であり、その費用を訴訟の会の会計から支出するのは当然と考えます。

崔 勝久 CHOI Seungkoo

[che.kawasaki@gmail.com](mailto:che.kawasaki@gmail.com)

Mobile: 090-4067-9352

Blog:<http://oklos-che.blogspot.jp/>

<http://www.facebook.com/seungkoo.choi>

「原発メーカー訴訟」の会事務局長

[Class Action Against the Nuclear Reactor Builders](http://maker-sosho.main.jp)

<http://maker-sosho.main.jp>

NNAA(No Nukes Asia Actions) Japan

事務局長 Secretary General

<http://ermite.just-size.net/nnaa/index.html>

<http://www.facebook.com/groups/nonukesasia/>

--  
このメールは Google グループのグループ「makersosho」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

[makersosho+unsubscribe@googlegroups.com](mailto:makersosho+unsubscribe@googlegroups.com) にメールを送信してください。

このグループに投稿するには [makersosho@googlegroups.com](mailto:makersosho@googlegroups.com) にメールを送信してください。

その他のオプションについては <https://groups.google.com/d/optout> にアクセスしてください。